

議案第 89 号

三田市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

三田市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市市税条例等の一部を改正する条例

(三田市市税条例の一部改正)

第1条 三田市市税条例(昭和32年三田町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第2号に次のように加える。

エ 兵庫県知事が指定する新型コロナウイルス対策関連基金への寄附金

(三田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 三田市市税条例の一部を改正する条例(令和2年三田市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中三田市市税条例付則に1条を加える改正規定を次のように改める。

付則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)で知事が指定したものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

付則第1条第2号中「1条を加える」を「2条を加える」に改める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の三田市市税条例第 3 4 条の 7 第 1 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。